



第3次鴻上市食育推進計画



平成31年3月

鴻上市

目 次

第1章 食育推進の基本的な考え方

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の期間	2
4	計画の対象	2

第2章 第2次食育推進計画の主な取組と評価

1	目標値の達成状況	3
2	第2次推進計画の成果と課題	4

第3章 第3次食育推進計画の具体的な取組

1	基本理念	1 2
2	基本方針と主な取組	1 2
	(1) 健康寿命の延伸につながる食育の推進	1 2
	(2) 体験を通じた食育の推進	1 4
	(3) 地域の食文化を生かした食育の推進	1 5
	(4) 食の安全・安心の確保による食育の推進	1 6
	(5) 協働による食育の推進	1 7
3	数値目標	1 8

第4章 ライフステージに沿った食育の推進 2 0

第5章 推進体制と進ちよく管理

1	推進体制	2 6
2	進ちよく管理	2 6

資料編 2 7

- 潟上市食育推進会議設置要綱
- 潟上市食育推進庁内検討会設置要綱
- 潟上市食育推進プロジェクトチーム設置要綱
- 委員名簿

第1章 食育推進の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

近年の急速な少子高齢化や社会経済情勢の変化に伴い、食の多様化が大きく進展するとともに、ライフスタイルの変化や毎日の忙しさから、食の大切さに対する意識が薄れ、不規則な食事や栄養の偏りといった食生活の乱れが進むなど、健全な食生活が失われつつあります。

一方、ワーク・ライフ・バランスを考え、自らの生活を見直すことで、地域文化に根付いた食材や料理の活用や和食の価値の再発見など、「食育」という価値観が浸透してきているような傾向も見られます。また、便利で豊かな現代社会は食べ残しや食品の廃棄などの問題を生み、食に関する情報が氾濫する中で、私たちが正しい情報を適切に選別し、活用することが非常に難しくなっています。これは全国的な傾向であり、潟上市においても例外ではありません。

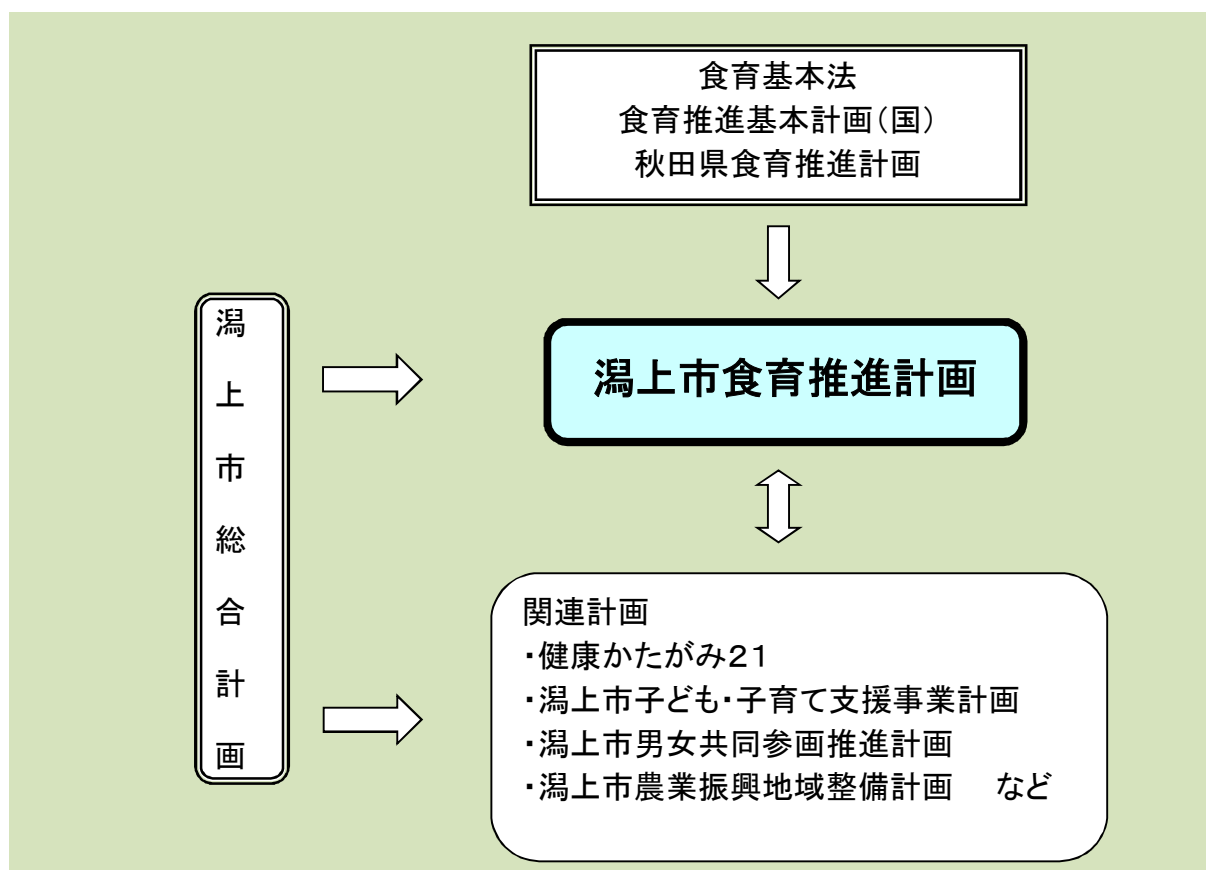
このため、市民一人ひとりが健全で心豊かな生活を送れるよう、食について自ら考える習慣を身に付け、バランスのとれた健全な食生活を実践し、地域の食文化への理解を深め、自然の恵みや食に関わる人々への感謝の心をはぐくむ食育を推進することが必要です。

潟上市では、平成21年3月に食育推進計画を策定しました。その後、平成26年3月にこれを引き継ぐ第2次食育推進計画を策定し、食育を推進してきましたが、依然として、この取組には課題が残ります。市民一人ひとりが食について自ら考え、健全な食生活を実践するためには、引き続き食育に取り組んでいかなければなりません。

第2次食育推進計画の方針や視点など、基本的な方向性は維持しながら、社会経済情勢の変化に合わせた目標の追加や、ライフステージに沿った取組を整理するなど、家庭・学校・地域・関係団体・行政などがそれぞれに役割を担い、互いに連携を図りながら食育を推進するために第3次食育推進計画を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は食育基本法（平成17年7月施行）第18条に基づく市町村食育推進計画として位置付けるとともに、上位計画である潟上市総合計画をはじめとする市の各種計画や国・県の食育関連計画との整合性を図りつつ、食育を総合的かつ計画的に推進するための行動計画とします。



3 計画の期間

本計画の期間は、平成31年度（2019年度）から平成35年度（2023年度）の5年間とします。なお、状況の変化などが生じた場合には、必要に応じて、計画内容を見直すこととします。

4 計画の対象

すべての市民及び関係団体等

第2章 第2次食育推進計画の主な取組と評価

1 目標値の達成状況

第2次推進計画では、食育の推進に関する状況を客観的に把握するために数値目標を定めました。

これまでの取組の成果として、7項目のうち4項目において第2次推進計画策定時よりも改善がみられましたが、目標値には届きませんでした。

項目		第2次計画 策定時(H25年度)	目標値 (H30年度)	実績値※1 (H30年度)
①食育に関心を持っている市民の割合		— (参考値あり※2)	90%	76.1%
②朝食を毎日 とる人の割合	幼児 ②-1	92.4%	100%	90%
	小学生②-2	94.0%		93.9%
	中高生②-3	83.3%		90.8%
		86.5%		80%
	20歳代・30歳代 ②-4	69.5%		85%
40歳代・50歳代 ②-5	81.4%	90%	78%	
③学校給食における地場産物(県産)を使用する割合		31.0% (※4)	35%	17.5%(※5) (H29年度)
④内臓脂肪症候群(メタリックシンドローム)を認知している市民の割合		82.2% (※3)	90%	86.3%
⑤運動器症候群(※6 ロコモティブシンドローム)を認知している市民の割合		8.3% (※3)	80%	21.3%
⑥減塩やうす味を実行している人の割合		44.7% (※3)	60%	56.3%
⑦栄養バランス等に配慮した食生活(※7)を送っている市民の割合		45.4% (秋田県)	60%	59%

※1 第3次潟上市食育推進計画策定に係る市民アンケートより(平成30年度)

※2 食育まつり来場者アンケートより(平成21年度)…89%

※3 健康かたがみ21アンケートより(平成24年度)

※4 秋田県教育庁保健体育課「平成24年度学校給食物資使用調査」における野菜15品目の地場産物使用量

※5 潟上市の給食物資年間使用量のうち潟上市産物の平成29年度使用量の実績値は10%未満。

※6 ロコモティブシンドローム(通称ロコモ)…骨・関節・筋肉といった運動器の機能が衰えることにより、普段の生活における自立度が低下し、寝たきりや要介護になる危険性が高い状態のこと。

※7 栄養バランス等に配慮した食生活…「主食・主菜・副菜」のそろったバランスのよい食事をとっていること。

2 第2次推進計画の成果と課題

(1) 家庭における食育の推進

【これまでの取組と成果】

家庭を食育の基本的な場と捉え、各ライフステージに応じた教室や相談の場を設け、継続した取組を行うことで、すべての年代において望ましい食生活が行われるよう啓発ができています。

また、男性の自立した生活を助け、生活習慣病や低栄養予防を目的とした教室を実施するなど、男女共同参画の視点からも食育の推進に努めました。

【今後の課題】

第2次推進計画で設定した目標値の達成には至っておらず、引き続き家庭と各関係機関との連携した啓発や取組が必要です。また、各種教室や相談の場を通して家庭で食育を考え、実践するきっかけを提供するなど、望ましい食習慣の維持に努めていく必要があります。

○食育に関心があるか（第3次潟上市食育推進計画策定に係る市民アンケートより）

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代以上
関心がある	34.2%	22.0%	21.5%	16.2%	34.3%	37.8%
どちらかといえば関心がある	31.6%	53.7%	56.9%	58.6%	42.9%	41.4%
どちらかといえば関心がない	15.8%	17.1%	18.5%	18.2%	16.4%	11.7%
関心がない	13.2%	4.9%	3.1%	4.0%	2.9%	3.6%

○生活習慣病の予防や改善に気をつけているか

（第3次潟上市食育推進計画策定に係る市民アンケートより）

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代以上
いつも気をつけて実践している	5.3%	2.4%	10.8%	3.0%	15.0%	22.5%
気をつけて実践している	39.5%	31.7%	38.5%	42.4%	46.4%	54.1%
あまり気をつけて実践していない	36.8%	56.1%	43.1%	46.5%	36.4%	21.6%
全く気をつけて実践していない	18.4%	9.8%	7.7%	7.1%	2.1%	0.0%

(2) 保育園・認定こども園・幼稚園や学校における食育の推進

【これまでの取組と成果】

教育・保育施設や学校では、年間指導計画のもと、食育の推進が行われています。

教育・保育施設においては野菜の栽培や収穫体験、保護者を対象とした給食試食会などを行い、食育について充実した取組が行われました。

学校においては、各教科や特別活動などで栄養教諭が中核となって指導を行っており、自らの食について考えるきっかけとなってきました。

【今後の課題】

教育・保育施設については基本目標である「楽しく食べる子ども」を目指して食育の推進を図るため、今後も年間指導計画に基づく取組が必要です。

学校については、全教職員の共通認識のもと、学校全体で取り組む食育の推進や、学校と家庭、学校と地域がより連携を図り、効果的な取組を継続していくことが課題です。

○朝食を毎日食べているか

(第3次潟上市食育推進計画策定に係る市民アンケートより)

	園児	小学生	中学生	高校生など
毎日食べている	90.0%	93.9%	90.8%	80.0%
どちらかといえば食べている	5.0%	4.3%	7.9%	8.6%
あまり食べていない	3.3%	1.7%	1.3%	11.4%
全く食べていない	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%

○朝食を誰と食べるか

(第3次潟上市食育推進計画策定に係る市民アンケートより)

	園児	小学生	中学生	高校生など
家族そろって食べる	23.3%	21.7%	21.1%	12.9%
おとなの家族の誰かと食べている	56.7%	47.0%	46.1%	38.6%
子ども達だけで食べている	15.0%	22.6%	22.4%	20.0%
一人で食べている	3.3%	8.7%	7.9%	27.1%

○夕食を誰と食べるか

(第3次潟上市食育推進計画策定に係る市民アンケートより)

	園児	小学生	中学生	高校生など
家族そろって食べる	58.3%	59.1%	43.4%	42.9%
おとなの家族の誰かと食べている	40.0%	38.3%	46.1%	42.9%
子ども達だけで食べている	1.7%	0.9%	2.6%	5.7%
一人で食べている	0.0%	1.7%	5.3%	5.7%

《トピック1》

●朝食を食べよう●

朝食は1日のはじめの大事なスイッチです。エネルギー源であるブドウ糖は寝ている間にも使われているため、朝食を食べないとブドウ糖が足りなくなってしまう、頭がぼんやりするということになりがちです。

また、朝食は生活リズムとも関係しています。太陽が昇っている間は活動的に、太陽が沈んだら休息、といった体内のリズムとズレが生じるとからだにとっては大きなストレスとなります。このズレによって、からだと心のバランスが保てなくなると、しっかり活動することができなくなったり、感情が不安定になってしまったりすることがあります。

朝は忙しく時間がないという人も、次のポイントを意識して朝食の準備をすると素早く朝食を食べることができます。

【ポイント1 翌朝の手間省き】

夕食の支度をするとき、次の日の朝食のことも考えて材料を準備し、あらかじめ切ったりゆでたりしておきましょう。夕食の残りを朝食にしても大丈夫です。

【ポイント2 調理いらずの朝食】

そのまま食べることができるチーズや果物であれば、時間も手間もかからずに朝食を食べることができます。

【ポイント3 朝食のパターン決め】

毎朝のパターンを決めておくと準備が楽になります。1品ずつ新しいメニューに変えていけば、レパートリーも広がります。

※農林水産省ホームページ「子どもの食育 確かめよう！自分の一日」より

【学校給食での秋田県産農産物利用状況】

秋田県 平成29年度学校給食物資使用調査より

○野菜15品目 (単位: kg)

品目	潟上市年間使用量	うち秋田県産
じゃがいも	5,922	1,124
にんじん	5,871	43
ほうれん草	1,505	204
ピーマン	578	77
長ねぎ	2,440	1,591
キャベツ	6,594	1,893
もやし	4,881	0
ごぼう	1,152	56
きゅうり	1,112	267
大根	3,272	308
白菜	1,485	308
トマト	53	35
生しいたけ	68	68
アスパラガス	98	23
小松菜	584	250
合 計	35,615	6,247

○野菜6品目 (単位: kg)

品目	潟上市使用量	うち秋田県産
さやいんげん	125	45
かぼちゃ	515	326
さといも	211	22
玉ねぎ	8,101	88
しめじ	835	719
まいたけ	294	291

○大豆製品 (豆腐、納豆、油揚げ、みそ、しょうゆなど) (単位: kg)

品目	潟上市使用量	うち秋田県産
豆腐	3,643	3,643
油揚げ	521	521
みそ	2,091	2,084
しょうゆ	1,355	1,351
合 計	7,610	7,599

(3) 地域における食育の推進

【これまでの取組と成果】

潟上市消費生活センター（市民課内）で食品に関することなどの相談業務や、市の広報やホームページを活用した食の安全・安心に関わる情報提供などを行いました。

地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理を支援する国の農業制度である「多面的機能支払交付金」を用いて活動組織の取組に対する支援を行いました。また、新規に活動しようとする組織への立ち上げに対する支援を行いました。

食生活改善部会の事業により、食文化の継承や親子の食を通じた交流などが実施されています。また、食生活改善部会の主催事業への活動支援を行うことで、地域に寄り添った食育の推進が図られました。

【今後の課題】

若い世代や関心の薄い市民のライフスタイルの特徴を捉え、それぞれの特徴に応じた更なる啓発や情報提供、体験活動等の充実を図り、市民一人ひとりが食育の実践につながる取組を進める必要があります。

○地域で共食※をしたいか

（第3次潟上市食育推進計画策定に係る市民アンケートより）

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代以上
とてもそう思う	2.6%	2.4%	7.7%	3.0%	5.0%	14.4%
そう思う	10.5%	17.1%	21.5%	28.3%	30.0%	27.0%
どちらともいえない	18.4%	24.4%	29.2%	34.3%	37.1%	30.6%
あまりそう思わない	36.8%	31.7%	26.2%	23.2%	20.0%	14.4%
全くそう思わない	31.6%	24.4%	15.4%	10.1%	7.9%	10.8%

※共食…複数の人が一緒に食事を取ること。コミュニケーションや豊かな食体験にもつながる。



(4) 地産地消と環境に配慮した食生活の推進

【これまでの取組と成果】

市内の直売施設において、地元の農産物や魚類、加工品を販売し、地産地消を推進しました。

学校田での米づくりや学校菜園での野菜づくりを行い、地域の産業について児童に関心を持ってもらうよう取り組みました。このほか、地元食材を活用した給食を月に1回提供することで、地元食材について知ってもらう機会を増やしました。

また、市民向けに4月から11月にかけて体験農園を行い自然の中で自家野菜などの栽培を体験してもらうことで、食の大切さを理解してもらいました。

【今後の課題】

地域資源を生かした特産品の開発・製造を行い、ブランド化で付加価値を高めるなど、農林水産業の振興を図る必要があります。

学校給食に使用するための一定以上の数量が確保できる地元食材に限られているなど、地元食材の使用の割合を増やしていくことに限界があることが課題です。今後は、学校給食に使用できる地元食材の更なる掘り起こしや調達方法の工夫が必要です。

また、地産地消については関心を持ってもらうだけでなく実際に行動に移してもらえるようなきっかけづくりが必要です。

○地産地消に関心があるか

(第3次潟上市食育推進計画策定に係る市民アンケートより)

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代以上
関心があり、地元産の食材を使うよう心がけている	23.7%	24.4%	24.6%	26.3%	25.0%	36.0%
関心はあるが、特に産地等にこだわってはいない	50.0%	65.9%	61.5%	56.6%	65.7%	50.5%
それほど関心がない	18.4%	9.8%	13.8%	17.2%	9.3%	9.0%
全く関心がない	7.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

○食品ロスを知っているか

(第3次潟上市食育推進計画策定に係る市民アンケートより)

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代以上
知っている	50.0%	56.1%	52.3%	58.6%	66.4%	53.2%
ある程度知っている	28.9%	29.3%	29.2%	27.3%	25.7%	27.9%
あまり知らない	18.4%	12.2%	16.9%	14.1%	7.9%	15.3%
全く知らない	2.6%	2.4%	1.5%	0.0%	0.0%	1.8%

○農林漁業体験に参加したことがある人は身近にいるか

(第3次潟上市食育推進計画策定に係る市民アンケートより)

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代以上
いる	60.5%	43.9%	66.2%	57.6%	54.3%	45.0%
いない	39.5%	56.1%	33.8%	42.4%	45.0%	52.3%

《トピック2》

●食品ロスを減らそう●

食品ロスとは、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のことをいいます。限られている大切な資源を有効活用するため、環境に対する負荷への配慮のため、食品ロスを減らすことが必要です。

下は食品ロスを減らす取組の例です。できることから1つずつ取り組み、食品ロスを減らしましょう。

【買物をする時は…】

- ・買物をする前に家にある食材を確認し、メモ書きなどで記録を残すことで買物をする時の参考にする。
- ・まとめ買いは避けて必要な分だけを買って食べきる。など

【家では…】

- ・食品に記載された保存方法に従って、適切に保存する。
- ・食材を使いきるために残っている食材から使い、作りすぎた料理はリメイクするなど工夫する。など

※消費者庁ホームページ「食べもののムダをなくそうプロジェクト」より

(5) 食品の安全性の確保や、正しく食を選択するための情報収集・提供

【これまでの取組と成果】

食の安全性については、食中毒予防や地元食材の活用の推進に関する情報提供を市の広報やホームページで行うなど、周知に努めました。また、講座や研修会などを実施し、食品の安全性や栄養、食習慣などの食に関する知識について市民や生産者・事業者の理解を深めました。

【今後の課題】

安全な食生活を送るためには食の安全に関する知識を持ち、活用していくことが必要です。また、食品に関する様々な情報があふれている中で、消費者に対して正確な情報を広く周知する機会を今後も増やしていく必要があります。

(6) ネットワークを生かした食育の推進

【これまでの取組と成果】

市として一体的に食育の施策を推進するため、庁内推進体制を整備し情報共有を行っています。また、毎年10月の「食の国あきた」推進月間（県の食育推進月間）と国の計画で定められている毎月19日の「食育の日」の普及、イベント時における啓発活動などを行っており、年代問わず食育に関心を持ってもらえるような取組を推進しました。

【今後の課題】

市民の食育に対する関心度が低下傾向にあります。食育推進月間や食育の日、イベント時だけではなく、年間を通じた啓発のほか、関係各部署との更なる連携が必要となります。



第3章 第3次食育推進計画の具体的な取組

1 基本理念

市民一人ひとりが食について自ら考え、健全な食生活を実践するとともに、地域の食文化や自然の恵みを大切にする豊かな心を持ち、生涯にわたって心身ともに健康でいきいきと暮らすことができるまちを目指し、食育を推進します。

2 基本方針と主な取組

基本理念を実現するため、次に掲げる5つの基本方針を設定します。

- ◎基本方針 (1) 健康寿命の延伸につながる食育の推進
- (2) 体験を通じた食育の推進
- (3) 地域の食文化を生かした食育の推進
- (4) 食の安全・安心の確保による食育の推進
- (5) 協働による食育の推進

(1) 健康寿命の延伸につながる食育の推進

「市民の心身の健康増進と豊かな人間形成に資すること」は、食育を推進する際の目的の基本であり、これを踏まえて各種施策を講じていく必要があります。

また、健康寿命延伸という観点からは、肥満に加え痩身※や低栄養等の課題が見られるとともに、生活習慣病の発症だけでなく、重症化の予防や改善も視野に入れる必要があります。

健全な食生活の実践に向け、栄養の偏りや食生活の乱れを改善するとともに、食に関する正しい知識と食を選択する力を習得し、健康に配慮した食生活を自ら実践できるよう、知識の普及啓発をさらに進めます。

また、食を通じてのコミュニケーションや、五感を使って彩りや香りを感じながら味わって食べることで、食を楽しみ、心の豊かさをはぐくむことを目指します。

※痩身…痩せた身体のこと。過度の痩身は拒食症などを招く恐れがある。

主な取組	内容
妊産婦や子どもの成長過程に応じた栄養指導	<ul style="list-style-type: none">・乳幼児健診事業において、子どもの発育・発達過程に応じて健全な食生活を送ることができるように、月齢や年齢に合わせた食事や歯みがきの指導、情報提供を行う。・妊産婦や乳幼児をもつ保護者、その家族が食事に関して正しい知識を習得できるよう、望ましい食事について指導及び助言を行う。

生活習慣病予防事業	<ul style="list-style-type: none"> ・食生活改善に関する講話や調理実習及び指導、助言を行う。 ・健診結果から食生活改善が必要である対象者、または希望者に対し、食生活改善のための指導及び助言を行う。 ・食生活改善部会が講習会等で生活習慣病予防のための食生活改善について、普及啓発を図る。
歯や口腔機能に関する普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児にはフッ化物塗布、小中学生にはフッ化物洗口を実施し、歯質の強化及びむし歯を予防するとともに、児童生徒、保護者の歯科保健に対する意識の向上を図る。 ・老人クラブなどの依頼により口腔ケアをテーマとした学習会を開催し、講話と実技指導を通して安全においしく食べられる機能を維持させるためのケアなどを知ってもらう。
給食を通じた食に関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の教育・保育施設や子育て支援センターにおいて給食試食会を行い、園の栄養士による指導や講話を通じて、子どもの健全な育成の支援を行う。 ・市内の学校ではPTA活動の一環として給食試食会を行い、給食への理解を深める。
市民を対象とした普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生が親子で調理体験をすることで、食事と健康のかかわりについて学ぶ機会を提供する。 ・高校生などを対象に生活習慣病予防の食事についての講話や体験学習を行い、食事と健康のかかわりについて学ぶ機会を提供する。 ・男性を対象とした食に関する教室を開催することで、男性の自立を支援するとともに、食事や健康への関心を高めてもらう機会を提供する。また、男性の家事能力の向上にも働きかける。 ・食生活改善部員が定例学習会で学んだことを地域へ伝えることで生活習慣病予防や低栄養予防等の食事について、広く普及を図る。
配食サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・食事の調理が困難な単身高齢者世帯や高齢者夫婦世帯等を対象として、栄養のバランスのとれた食事を配達する。
共食の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・家族が食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図ることができるよう、普及啓発を行う。

(2) 体験を通じた食育の推進

国内では大量の食料が食べられないまま廃棄されるという食料資源の浪費が「食品ロス」として問題となっており、それに伴う環境への負荷増加が懸念されています。そのため、食品の食べ残しを減らすなど生活環境に配慮した取組の重要性も増してきています。

一方、日々の食生活は、自然の恩恵の上に成り立ち、食べるという行為自体が貴重な動植物の命を受け継ぐ事であることや、食事に至るまでに生産者をはじめとして多くの人々の苦労や努力に支えられていることを実感できるよう、様々な体験活動や適切な情報発信等に取り組み、食に関わる人々への感謝の気持ちをはぐくむとともに、「もったいない」という意識の醸成を目指します。

さらに、収穫体験や料理教室など食の体験を通じ、市民の食への関心や理解を更に深めていくことを目指します。

主な取組	内容
生ゴミの減量支援	<ul style="list-style-type: none">・生ごみをたい肥化するための生ごみ処理容器の購入助成を行い、資源の再利用化について支援する。
料理教室	<ul style="list-style-type: none">・公民館主催の料理教室を行うことで、料理や食事の楽しさを伝える。・小学生がおやつづくりを体験することで、食に関する知識と関心を高める。・幼児が親子で調理体験することで、親子の絆を深め、参加者相互の交流を図るとともに、家庭における食への関心を高める機会を提供する。
農林漁業体験	<ul style="list-style-type: none">・自然の中で農業や地域の農林水産物に親しみ、栽培体験をすることで地産地消について理解を深める。・教育・保育施設において野菜等の栽培・収穫体験を行うことで、旬の食材を知る機会を提供する。・学校では学校田での米づくりや学校菜園での野菜づくりを通して、地域の産業や生産者への感謝の心を学ぶ。

(3) 地域の食文化を生かした食育の推進

食は、人々の精神的な豊かさと密接な関係を有すると言われており、先人によって培われてきた食文化を次世代に伝えつつ、時代に応じた食文化や豊かな味覚をはぐくんでいくことが重要です。このため、学校などでの学習や体験をはじめ、地域での講習会などを通じ、地域の食文化を保護・継承していく取組を進めます。

また、「食菜館くらら」や「ブルーメッセあきた」など市内で生産された農林水産物を取り扱う直売施設や加工施設を中心に、地産地消や6次産業化の取組とも関連させながら、これまで培ってきた食文化の保護・継承を目指します。

主な取組	内容
地産地消推進事業	・市内の学校や福祉施設へ地元食材を提供するため、6次産業化と関連づけた事業を実施し、地域資源としての活用を図る。
潟上市統一献立	・地元食材を活用した学校給食を提供し、地元食材の使用率の向上を目指す。 ・児童生徒へ地元食材を知る機会を提供する。
親子を対象とした食文化の学習機会の提供	・幼児や小学生が保護者と一緒に、郷土料理や行事食、季節の料理を学ぶことで、親子で地元の食について関心を深める機会を提供する。

《トピック3》

●一汁三菜を知ろう●

一汁三菜とは、ご飯に対して汁物が一種でおかず（菜）が三種という組合せを指します。香の物（お漬物）は数えません。ご飯を主食とする「和食」の基本的なスタイルで、汁物もおかずもすべてご飯を食べるために存在しています。

また、向かって手前左にご飯、手前右に汁物、そしてその間には香の物をそれぞれ置くという決まりがあります。



(4) 食の安全・安心の確保による食育の推進

近年、産地偽装や異物混入など、食の安全・安心に対する信頼を低下させるような事件が発生し、食の安全性への関心が高まっています。

また、子どもがもつ食物アレルギーは品目が多岐にわたり、子どもが安心して食事をするような対応が必要とされています。

こういった状況の中、安全で安心な食生活を送るためには、生産・流通・消費に至るまですべての関係者が食の安全についての認識を持ち、安全・安心の確保に努めることが重要です。

そのため、食の安全・安心に関する情報を分かりやすく提供するとともに、市民が食生活に関する知識や情報を正しく判断し、自らが必要な情報を選択できる力の育成を支援していきます。

主な取組	内容
食の安全・安心に関する情報提供	<ul style="list-style-type: none">・正しい食品衛生知識の普及啓発のため、ホームページや広報紙による情報提供を積極的に行う。・健康や食に関する教室などにおいて食の安全・安心に関する情報提供を行うことで、食品衛生知識の普及啓発に努める。
食物アレルギーをもつ子どもに対する給食の提供	<ul style="list-style-type: none">・毎年、食物アレルギー調査を行い、給食での食物アレルギー対応を希望する家庭と面談を行う。食物アレルギーをもつ子どもにも給食提供をするため、原因食物を除いた給食提供など、他の子どもと同じように給食時間を過ごせるように努める。



(5) 協働による食育の推進

食育は市民一人ひとりが毎日の生活の中で取り組む必要があります。この食育を適切に浸透させていくためには、行政による取組だけではなく、市民生活に密着した活動を行っているボランティアや地域の協力が欠かせません。

地域で食育を積極的に推進するために、食生活改善部会の部員確保と知識や技術向上のための取組を支援し、部会の育成・充実を図ります。

また、多くの市民が食育に関心を持ち、食への理解が促進されるよう、食育に関わる人を増やし、家庭や学校、職場など、様々な分野から食育についての情報を発信し、食育を広げていくことを目指します。

主な取組	内容
食生活改善部会への支援	<ul style="list-style-type: none">・食生活改善部員を育成するため、養成講座を実施する。・食生活改善部会の主催事業への活動支援を行う。
食育に関する情報提供	<ul style="list-style-type: none">・広報やホームページを活用して、食育に関する情報を随時提供する。
「食育まつり」の開催	<ul style="list-style-type: none">・幅広い年代に対し食育を積極的に推進するため、年に1回開催し、展示やレシピの紹介、食育に関するクイズを通して食への関心を深める。
「給食だより」などの発行	<ul style="list-style-type: none">・教育・保育施設や学校から家庭へ食育をつなげていくよう、「食」にまつわる情報提供やレシピの紹介を行う。



3 数値目標

推進にあたり、状況を客観的に把握するため次の項目について目標値を設定します。

項目	第2次計画 策定時 (H25年度)	現状値※1 (H30年度)	目標値 (H35年度)		
①食育に関心を持っている市民の割合	— (参考値あり※2)	76.1%	90%		
②朝食を毎日 とる人の割合	幼児 ②-1	92.4%	※3 80%	90%	95%
	小学生②-2	94.0%		93.9%	95%
	中学生②-3	83.3%		90.8%	95%
	高校生②-4	86.5%		80%	85%
	20歳代・30歳代 ②-5	69.5%		64.6%	70%
	40歳代・50歳代 ②-6	81.4%		78%	85%
③栄養バランス等に配慮した食生活 (※4) を送っている市民の割合	45.4% (秋田県)	59%	70%		
④減塩やうす味を実行している人の割合	44.7% (※3)	56.3%	75%		
⑤内臓脂肪症候群 (メタリックシンドローム) を認知している市民の割合	82.2% (※3)	86.3%	90%		
⑥運動器症候群 (※5 ロコモティブシンドローム) を認知している市民の割合	8.3% (※3)	21.3%	30%		
⑦学校給食における地場産物 (県産) を使用する割合	31.0% (※6)	17.5% (※7) (H29年度)	30%		
⑧地域や所属コミュニティでの食事会に参加する市民の割合	—	74.7%	80%		
⑨郷土料理や伝統食を知っている市民の割合	—	66.2%	70%		
⑩家庭内で子どもに食事のマナーや作法を教える市民の割合	—	46.9%	60%		
⑪農林漁業体験に参加したことのある市民の割合	—	53.7%	60%		
⑫食の安全に関する知識を持っている市民の割合	—	57.9%	70%		

※1 第3次潟上市食育推進計画策定に係る市民アンケートより (平成30年度)

※2 食育まつり来場者アンケートより (平成21年度) …89%

※3 健康かたがみ21アンケートより (平成24年度)

- ※4 栄養バランス等に配慮した食生活…「主食・主菜・副菜」のそろったバランスのよい食事をとっていること。
- ※5 ロコモティブシンドローム（通称ロコモ）…骨・関節・筋肉といった運動器の機能が衰えることにより、普段の生活における自立度が低下し、寝たきりや要介護になる危険性が高い状態のこと。
- ※6 秋田県教育庁保健体育課「平成24年度学校給食物資使用調査」における野菜15品目の地場産物使用量
- ※7 潟上市の給食物資年間使用量のうち潟上市産物の平成29年度使用量の実績値は10%未満。

《トピック4》

●「主食・主菜・副菜」のそろったバランスの良い食事をとろう●

下の画像は「主食・主菜・副菜」のそろったバランスの良い食事例です。

毎日は難しいかもしれませんが、まずは「主食・主菜・副菜」を意識してみてもいかがでしょうか。



主食：米、パン、めん類などの穀類で、主として炭水化物エネルギーの供給源

主菜：魚や肉、卵、大豆製品などを使った副食の中心となる料理で、主として良質たんぱく質や脂質の供給源となる。

副菜：野菜などを使った料理で、主食と主菜に不足するビタミン、ミネラル、食物繊維などを補う。

汁物：みそ汁やスープなど、水分を補う。

第4章 ライフステージに沿った食育の推進

すべてのライフステージを対象として、家庭・保育園・認定こども園・幼稚園・学校・地域・事業者等の様々な主体が、生活の場面で目標を定め、役割分担し合い、連携しながら食育の推進に取り組んでいきます。

●すべてのライフステージに共通した取組

《家庭》

- ・家庭の食生活について、男女ともに家族全体で考える機会をつくる。
- ・家族と一緒に食事をしたり、地域の行事に家族で参加したりすることにより、食事のマナーや料理についての関心を高める。
- ・地元食材を使用した食事を生活に取り入れる。

《地域》

- ・地域の人が、世代に関係なく食を通じた交流を図ることができるような行事や活動をする。
- ・地域の行事や活動を通して、地域の食材や伝統料理、食文化等についての知識を学び、次世代に伝える。
- ・食生活改善部会が行う食育教室や講習会等を通して、食に関する豊富な知識や技術だけでなく、食と健康のつながりや世代に応じた望ましい食生活について知る機会を提供する。

《事業者・生産者》

- ・地元食材の即売会・直売会等により、新鮮で作り手の見える食材を提供する。
- ・野菜畑の見学会や収穫体験等を行う場の提供や、教育・保育施設、学校等の農園における農作業体験の指導等、農作業体験への協力をする。
- ・栽培や収穫体験、食品の生産・販売等の実習体験の機会を設ける。
- ・あらゆる機会を通じて、食に関する正しい情報を提供する。

《行政》

- ・市の広報で年間を通じた食育の啓発や食育に関するイベントのお知らせ、簡単レシピなどの情報を提供する。また、ホームページに食育コーナーを設け、情報提供を行う。
- ・地産地消や生活習慣病予防など、ライフステージに応じたレシピを紹介する。
- ・栄養バランスのとれた日本型食生活の普及、推進を図る。
- ・市が行う食育教室や講習会等を通して、食と健康のつながりや世代に応じた望ましい食生活について知る機会を提供する。
- ・食や健康に関する相談に随時対応する。
- ・男女共同参画推進の観点から、男性を対象とした食育の取組を推進する。
- ・産直施設・加工施設を拠点に、地元の食材の提供や加工品の開発を通して、地元食材を知る機会を提供する。
- ・地産地消の拡大を図るため、6次産業化と関連づけた事業を実施する。
- ・食育を推進する食生活改善部会を育成し、その活動を支援する。

- ・食品表示の理解や安全な食品の選び方など、食の安全・安心に関する正しい情報を提供する。

●妊産婦期・乳幼児期（おおむね0～5歳）

《家庭》

- ・妊産婦期の食生活の大切さを知り、食の安全に配慮し、バランスのよい食事をとる。
- ・新鮮な旬の食材を使用し、薄味で素材の味を生かした離乳食を作る。
- ・食前食後のあいさつや食前の手洗い、箸の使い方など食事のマナーを教える。

《地域》

- ・自治会等の行事で食についての体験の場を設ける。
- ・食生活改善部会が行う教室等を通じて、子どもの頃からの望ましい食生活を知る機会を提供する。

《教育・保育施設》

- ・自分でできることの範囲を広げながら、健康や安全など生活に必要な基本的習慣を身に付ける。
- ・野菜を育て、収穫し、食べることを通して食の大切さや興味、関心を高める。
- ・食べ物と体との関係に関心を持ち、食事や健康の大切さを知る。
- ・給食だよりでのレシピ紹介や、親子の調理体験を通じ保護者への啓発を行う。

《事業者・生産者》

- ・地元食材の加工品を作る際に食材を提供する。
- ・食品製造工場などは、見学等を積極的に受け入れる。

《行政》

- ・乳幼児健診等を通じて、子どもの発育・発達過程に応じた食や歯に関する学習機会や情報の提供を行う。
- ・教育・保育施設と連携し、食や歯に関する様々な情報を保護者に提供する。
- ・栄養相談や教室等を通じて、望ましい食生活を知る機会を提供する。

●学齢期（おおむね6～12歳）

《家庭》

- ・十分な睡眠や1日3回の食事など、運動を含めた規則正しい生活リズムをつくる。
- ・食前食後のあいさつや食前の手洗い、箸の使い方など食事のマナーを教える。
- ・栄養バランスを考え、好き嫌いや食べ残しが無いよう努める。

《地域》

- ・子ども会などの行事で、食に関する事業を取り入れる。

《小学校》

- ・給食時間のほか、生活科、家庭科、体育科等の各教科や特別活動など教育活動で食に関する指導を行う。

- ・食育に関する授業において市内栄養教諭が中核となり、発達段階に応じた学習計画作成の支援や情報提供を行う。
- ・給食を通じて配膳や片付け、正しい食事のマナーを身に付け、食事の喜びや楽しさを味わう。
- ・食品の種類や働き、日常の食事の大切さを理解し、苦手な食べ物も残さず食べようとする意欲を培う。
- ・「いただきます」「ごちそうさま」の意味を知り、命をいただくことへの感謝の気持ちをはぐくみ、食べ残しによる給食のゴミについて考え、食事ができるまでに携わった人々への感謝の気持ちを培う。
- ・給食に地元食材を積極的に利用したり、郷土料理や行事食を取り入れたりすることにより、地域産業や郷土の食文化への関心を高める。
- ・学校だより・給食だより・保健だより等で保護者への情報提供を行う。
- ・学校保健委員会での健康教育や、PTA活動の一環として給食試食会を行う。

《事業者・生産者》

- ・食品製造工場などは、見学等を積極的に受け入れる。

《行政》

- ・小学校と連携して食育の教室等を開催し、食に関する様々な情報や調理体験を提供する。
- ・「早寝・早起き・朝ごはん」推奨運動などを通じて、朝食の大切さを知る機会を提供する。
- ・環境教育の一環として行っているクリーンセンター見学時に、廃棄物を通じて食べ残しを減らす学習への取組を推進する。
- ・給食で地場産物使用率が向上するような体制づくりを行う。
- ・児童館の事業を通じて、旬の食材や季節の味を楽しむ体験の機会を提供する。

●思春期（おおむね13～18歳）

《家庭》

- ・十分な睡眠や1日3回の食事など、運動を含めた規則正しい生活リズムをつくる。
- ・食品表示や食の安全について理解し、食品を選ぶ能力を育てる。
- ・食前食後のあいさつや食前の手洗い、箸の使い方など食事のマナーを教える。
- ・栄養バランスを考え、好き嫌いや食べ残しが少ないよう努める。

《地域》

- ・家庭や学校、行政と連携し、食育教室など、食に関する様々な活動を展開する。

《中学校・高校》

- ・中学校では給食時間のほか、技術・家庭科、保健体育科等の各教科や特別活動など教育活動で食に関する指導を行う。
- ・食育に関する授業において市内栄養教諭が中核となり、発達段階に応じた学習計画作成の支援や情報提供を行う。
- ・高校でも中学校と同様な取組が進められるよう、関係機関に働きかける。

- ・心と身体の成長や健康の保持増進のために必要な栄養や食事のとり方を学び、自ら管理していく力を身に付ける。
- ・給食を通じて配膳や片付け、正しい食事のマナーを身に付け、食事の喜びや楽しさを味わう。
- ・給食に地元食材を積極的に利用したり、郷土料理や行事食を取り入れたりすることにより、地域産業や郷土の食文化への関心を高める。
- ・学校だより・給食だより・保健だより等で保護者への情報提供を行う。
- ・調理実習や農林漁業体験、食品の生産・販売等の実習体験を通して、食や、食をはぐくむ自然環境、産業、食文化への理解を深める機会を提供する。
- ・過度の肥満や痩身が健康に及ぼす影響や食事と身体の関係など、健全な食生活を送るために必要な知識を習得し、実践できる能力を育てる。
- ・社会人となる準備期間として、栄養、調理、食の安全等に関する知識と技術を習得し、実践できる能力を育てる。

《事業者・生産者》

- ・食品製造工場などは、見学や作業体験等を積極的に受け入れる。
- ・飲食店や小売業等で、調理済食品の栄養成分表示や、食材の産地表示等の情報提供を行う。

《行政》

- ・中学生・高校生向けの食育に関する情報を提供する。
- ・「早寝・早起き・朝ごはん」推奨運動などを通じて、朝食の大切さを知る機会を提供する。

●青年期（おおむね19～39歳）

《家庭》

- ・十分な睡眠や1日3回の食事など、運動を含めた規則正しい生活リズムをつくる。
- ・自らの食生活を点検し、望ましい食習慣の維持・改善に努めることにより、肥満や生活習慣病を予防する。
- ・地域や行政等が主催する食に関わるイベント等に参加し、地域の食材や食文化を理解する。
- ・料理の作り過ぎや食べ残しを減らすとともに、資源ゴミを再利用するなど、環境に配慮した生活を実践する。

《地域》

- ・自治会等において、食を通じて世代間の交流を深める機会を提供する。
- ・医療機関において、食や健康に関する指導及び助言を行う。

《事業者・生産者》

- ・飲食店や小売業等で、調理済食品の栄養成分表示や、食材の産地表示等の情報提供を行う。

《行政》

- ・食の大切さや望ましい食生活、食事マナー等、食に関する知識や情報を提供する。

- ・公民館において料理教室等を開催し、自らの食に関する学習機会を提供する。
- ・伝統食や郷土料理などの食文化に関する学習機会を提供する。
- ・ゴミや食品ロスの削減に関する普及啓発を行い、環境に配慮した食生活を考える機会を提供する。
- ・親子で参加できる食育の教室を開催し、家庭でも食について考える機会を提供する。

●壮年期（おおむね40～64歳）

《家庭》

- ・食に関する知識（適正な食事量、栄養バランス、食品表示、食の安全・安心など）を習得する。
- ・家族や自分の食生活を点検し、望ましい食習慣の維持・改善に努めることにより、肥満や生活習慣病を予防する。
- ・食の大切さや、食に関する知識、食事マナーなどを子どもに教える。
- ・家庭料理や行事食、郷土料理などの知識と技術を子どもに伝える。
- ・地域や行政等が主催する食に関わるイベント等に参加し、地域の食材や食文化を理解する。
- ・料理の作り過ぎや食べ残しを減らすとともに、資源ゴミを再利用するなど、環境に配慮した生活を実践する。

《地域》

- ・身近にある地元の旬の食材を使って工夫して料理し、食の大切さや食べる楽しさを実感する機会を設ける。
- ・医療機関において、食や健康に関する指導及び助言を行う。

《事業者・生産者》

- ・栽培技術講習会の実施など、農業体験指導へ協力する。
- ・飲食店や小売業等で、調理済食品の栄養成分表示や、食材の産地表示等の情報提供を行う。

《行政》

- ・健診結果から生活習慣病予備群の人に対し、食生活の改善のための指導及び助言を行う。
- ・生活習慣病予防教室等を通じて、適正な食事量や栄養バランスを知らせ、望ましい食習慣の維持・改善を図る。
- ・公民館で料理教室（季節の料理やお正月料理など）を開催し、旬の食材や地元食材を取り入れて、食生活に関する学習機会を提供する。
- ・ゴミや食品ロスの削減に関する普及啓発を行い、環境に配慮した食生活を考える機会を提供する。
- ・地区や団体から依頼された教室等を通じて、生活習慣病予防のための望ましい食事について知らせる。
- ・親子で参加できる食育の教室を開催し、家庭でも食について考える機会を提供する。

●高齢期（おおむね65歳～）

《家庭》

- ・栄養の過剰摂取や低栄養を予防する。
- ・健康診断や歯科健診を定期的を受診し、体の健康や歯と口腔の健康を維持する。
- ・家族や友人と一緒に食事をとり、食べる楽しさを実感する。
- ・食の大切さや、食に関する知識、食事マナーなどを子どもや孫に教える。
- ・家庭料理や行事食、郷土料理などの知識と技術を子どもや孫に伝える。
- ・かかりつけの医師や歯科医師をもち、定期健診を受けるなど、健康管理を十分に行い、生活習慣病や歯科疾患を予防する。

《地域》

- ・身近にある地元の旬の食材を用いて工夫して調理し、食の大切さや食べる楽しさを実感する機会を設ける。
- ・子どもや子育て世代と食を通じた交流を図り、生き生きとした暮らしを実現する。
- ・医療機関において、食や健康に関する指導及び助言を行う。

《事業者・生産者》

- ・調理が困難な高齢者世帯に対して、行政と連携し食材の宅配サービスや配食サービスを実施する。
- ・老人福祉施設などの食事にも地元食材を積極的に利用したり、郷土料理や行事食を取り入れたりする。
- ・地域や学校、行政等と連携し、高齢者と子どもや子育て世代が食を通じて交流を図ることができる機会を提供する。

《行政》

- ・栄養の過剰摂取や低栄養を予防し、元気な高齢期を送ることができるよう教室を開催する。
- ・高齢者向けの講座や教室で、対象者に応じた食材や摂取の仕方など食生活に関する学習機会を提供する。
- ・介護予防事業として口腔機能向上のプログラムを実施する。
- ・調理が困難な高齢者世帯に対する配食サービスを事業者と連携して行う。

第5章 推進体制と進ちよく管理

1 推進体制

(1) 潟上市食育推進会議の設置

市の食育は、地域、生産者、流通事業者、食育関係団体、教育関係者、医療・保健関係者、関係行政機関など様々な主体により推進されなければなりません。これらの主体で構成される「潟上市食育推進会議」を設置し、施策の推進や計画の進ちよく状況の把握や評価を行います。それぞれの主体が連携・協力することにより、市民運動として食育を推進します。

(2) 庁内推進体制の整備

庁内関係各部署の管理職による食育推進庁内検討会を設置。また、庁内関係各部署員による食育推進プロジェクトチームを設置。

食育はすべての世代に関わることでもあり、庁内で横断的に、息の長い取組を継続していきます。

2 進ちよく管理

食育推進計画における取組が計画的・効果的に推進されるよう、進ちよく管理を行い、その結果を公表していきます。次期計画の策定に生かすため、計画の最終年には総合的に評価を行うこととします。

資料編

潟上市食育推進会議設置要綱

平成22年1月22日

告示第8号

(設置)

第1条 食育基本法(平成17年法律第63号)に基づき、潟上市における食育を推進するにあたり、潟上市食育推進会議(以下「食育推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 食育推進会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 食育推進計画を推進すること。
- (2) その他食育の推進に関し必要と認められること。

(組織)

第3条 食育推進会議は委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 学校・幼稚園・保育園関係者
- (3) P T A関係者
- (4) 商工業関係者
- (5) 農業関係者
- (6) 健康づくりに関する活動を行っている者及び団体の構成員
- (7) 子育てに関する活動を行っている者及び団体の構成員
- (8) 食育に関する活動を行っている者及び団体の構成員
- (9) 関係行政機関の職員
- (10) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年以内とする。

(会長及び副会長)

第4条 食育推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、食育推進会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐するとともに、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 食育推進会議は、必要があると認めるときは、関係者に対し出席を求めて意見又は説明を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 食育推進会議の庶務は、企画政策課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、その都度協議して決定する。

附 則

この告示は、平成22年1月22日から施行する。

潟上市食育推進会議委員

任期 平成31年3月31日まで

(敬称略)

No.	氏名		所属等	備考
1	舘岡 慶一郎	1号委員	識見を有する者	会長
2	児玉 清子	1号委員	識見を有する者	
3	大淵 洋子	1号委員	識見を有する者	
4	瀬尾 知子	1号委員	秋田大学教育文化学部学校教育課程准教授	
5	佐藤 綾香	2号委員	潟上市立昭和こども園栄養士	
6	宮田 優子	2号委員	潟上市立天王小学校栄養教諭	
7	沢井 仁	3号委員	潟上市立羽城中学校PTA会長	
8	三浦 将人	4号委員	有限会社三協商事(三浦醤油店)	
9	三浦 博子	5号委員	J Aあきた湖東生活福祉部生活課係長	
10	嘉藤 晴花	5号委員	J A秋田なまはげ営農企画課	
11	奈良 孝子	6号委員	潟上市食生活改善推進協議会会長天王支部長	副会長
12	鐙 トモ子	6号委員	潟上市食生活改善推進協議会飯田川支部長	
13	菅原 恂子	6号委員	潟上市食生活改善推進協議会昭和支部長	
14	伊藤 聡子	7号委員	子育てサポート hug 組(子育て関連活動団体)	
15	三浦 るり子	8号委員	秋田県食育推進リーダー(食育指導士)	
16	小玉 好子	8号委員	野菜ソムリエ	
17	加賀谷 淑子	9号委員	秋田地域振興局福祉環境部健康・予防課副主幹	
18	門間 祐子	10号委員	公募委員	

潟上市食育推進庁内検討会設置要綱

平成 20 年 8 月 21 日

訓令第 16 号

改正 平成 21 年 3 月 25 日訓令第 7 号

平成 21 年 6 月 15 日訓令第 13 号

平成 23 年 3 月 31 日訓令第 3 号

平成 26 年 3 月 31 日訓令第 6 号

平成 27 年 3 月 20 日訓令第 7 号

平成 30 年 3 月 30 日訓令第 10 号

(設置)

第 1 条 潟上市における食育の推進に関し、総合的な計画を策定し、その推進を図るため、潟上市食育推進庁内検討会（以下「庁内検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 庁内検討会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 食育推進計画の策定及びその推進に関すること。
- (2) 食育に関する施策の推進と調整に関すること。
- (3) その他食育の推進に関して必要と認められること。

(組織)

第 3 条 庁内検討会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第 4 条 庁内検討会の会議は委員長が招集し、その進行にあたる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係のある者の出席を求めて意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 会議の結果は、必要に応じ、市長及び関係する部課等に報告する。

(庶務)

第 5 条 庁内検討会の庶務は、企画政策課において処理する。

(その他)

第 6 条 この訓令に定めのない事項については、必要に応じその都度定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成 20 年 8 月 21 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 3 月 25 日訓令第 7 号)

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 6 月 15 日訓令第 13 号)

この訓令は、平成 21 年 6 月 15 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 3 月 31 日訓令第 3 号)

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 3 月 31 日訓令第 6 号)

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 20 日訓令第 7 号)

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 3 月 30 日訓令第 10 号)

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

役職名	職 名
委 員 長	企画政策課長
副 委 員 長	産業課長
委 員	総務課長 市民課長 健康推進課長 長寿社会課長 学校教育課長 幼児教育課長 文化スポーツ課長

潟上市食育推進プロジェクトチーム設置要綱

平成 20 年 7 月 29 日

訓令第 14 号

改正 平成 21 年 3 月 25 日訓令第 7 号

(設置)

第 1 条 潟上市における食育の推進に関し、必要な事項を調査研究するため、潟上市食育推進プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 プロジェクトチームの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 食育推進計画の策定及びその推進に関すること。
- (2) 食育に関する事業の実施に関すること。
- (3) その他食育の推進に関して必要と認められること。

(構成)

第 3 条 プロジェクトチームの構成員は潟上市役所内の職員とし、市長が任命する。

- 2 プロジェクトチームにリーダーを置き、企画政策課企画政策班長をもって充てる。
- 3 プロジェクトチームにリーダーを補佐させるため、サブリーダーを 1 人置き、構成員の互選で定める。

(会議)

第 4 条 会議はリーダーが総理し、必要に応じて招集するものとする。

- 2 リーダーは、必要があると認めるときは、プロジェクトチーム以外の者の出席を求めて意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 会議の結果は、必要に応じ、市長及び関係する部課等に報告する。

(庶務)

第 5 条 プロジェクトチームの庶務は、企画政策課において処理する。

(その他)

第 6 条 この訓令に定めのない事項については、必要に応じその都度定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 3 月 25 日訓令第 7 号)

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

平成 30 年度潟上市食育推進庁内検討会

No.	氏名	所属等	備考
1	千葉 秀樹	企画政策課長	委員長
2	櫻庭 春樹	産業課長	副委員長
3	米谷 裕二	総務課長	
4	菅生 恵子	市民課長	
5	仲山 和法	健康推進課長	
6	鈴木 学	長寿社会課長	
7	山田 敬輔	学校教育課長	
8	櫻庭 仁	幼児教育課長	
9	鈴木 健二	文化スポーツ課長	

平成 30 年度食育推進プロジェクトチーム員名簿

No.	氏名	所属等	備考
1	古仲 淳	企画政策課企画政策班課長補佐	リーダー
2	伊藤 龍斗	産業課農村整備班主事	
3	菊地 理	産業課農政班主査	
4	阿部 智博	産業課商工観光班主事	
5	畔上 大輝	総務課危機管理班主事	
6	鎌田 崇佑	市民課生活環境班主任	
7	田仲 恵	健康推進課健康指導班主査	サブリーダー
8	鈴木 紗都子	健康推進課健康指導班主任	
9	楯崎 理佳子	健康推進課健康指導班主事	
10	前島 瑠菜	長寿社会課地域包括支援センター主事	
11	千田 幸子	学校教育課管理班主査	
12	藤田 さおり	幼児教育課昭和子育て支援センター主席主査	
13	伊藤 尚吾	文化スポーツ課社会教育班主席主査	